９　６欄の②は、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生であり、入国後講習中以外の者のうち報告対象技能実習事業年度内に第２号技能実習又は第３号技能実習への移行があった者について、移行前後の基本給（基本賃金等の固定的給与）を算出し、１名当たりの平均を記載すること。

10　６欄の③は、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生のうち、入国後講習中以外の者について、１名当たりの平均を算出した上で記載すること。

11～15　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に行われているこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「旧省令」という。）に規定する様式による申請及び報告（以下この条において「申請等の行為」という。）は、この省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（以下「新省令」という。）に規定する相当様式による申請等の行為とみなす。

第三条　旧省令に規定する様式の書面は、この省令の施行後においても当分の間、新省令に規定する相当様式の書面とみなす。

○財務省令第二十三号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行等に伴い、及びたばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の規定に基づき、たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録申請書の添付書類） **第十条**　法第十一条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　［略］ イ　登録申請者（未成年者（法第十一条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあつては、その法定代理人（自ら輸入をした製造たばこの販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。以下第三項において同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ［ロ～ニ　略］ 二　［略］ 2　［略］ 3　第一項の規定にかかわらず、前条第一項に規定する税関長が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該登録申請者の住所、生年月日及び住所に関する情報の提供を受け、これを確認することができるときは、法第十一条第三項に規定する財務省令で定める書類は、第一項第一号ロから二まで及び第二号に掲げるものとする。	（登録申請書の添付書類） **第十条**　法第十一条第三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一　［同上］ イ　登録申請者（未成年者（法第十一条第二項第三号に規定する未成年者をいう。ロ及びハにおいて同じ。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合にあつては、その法定代理人（自ら輸入した製造たばこの販売に係る営業に関し代理権を有する者に限る。ロ及びハにおいて同じ。）を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ［ロ～ニ　同上］ 二　［同上］ 2　［同上］ ［項を加える。］

７　６欄の②は、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生のうち報告対象技能実習事業年度内に第２号技能実習又は第３号技能実習への移行があった者について、移行前後の基本給（基本賃金等の固定的給与）を算出し、１名当たりの平均を記載すること。

８　６欄の③は、３欄の記載の対象となる報告対象技能実習生について、１名当たりの平均を算出した上で記載すること。

９～13　（略）